

南九州市議会訓令第 4 号

南九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 日

南九州市議会議長 加治佐 民生

南九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

南九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式、第 10 号様式及び第 16 号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。